



納税のため、相続財産を譲渡 …取得費に加算

税理士・CFP® 越智 浩

Q. 相続税の納付に充てるため、相続した財産を売却。

昨年12月、父甲が死亡しました。相続人は、母乙、私A及び弟Bの3人です。

相続人間で話し合った結果、本年8月、月極駐車場用地（相続税評価額8,000万円、時価1億円）及び未利用地（相続税評価額2,000万円、時価2,500万円）は兄弟2人で1/2ずつ相続し、これら以外の自宅不動産及び預貯金その他の財産は母がすべて相続することになりました。また、債務もすべて母が負担することになりました。

この遺産分割協議に基づいて私Aと弟Bの相続税を計算すると、おのおの課税価格は5,000万円、納付する相続税は7,125,000円となります。この納付に充てるため、私と弟は、相続した未利用地である宅地を売却することにしました。

この場合、今度は譲渡所得税（及び住民税）が課されるそうですが、何か税負担を軽減する方法はありますか？

A. 確定した相続税額のうち一定の金額を、譲渡した相続財産の取得費に加算。

前回は、短期間のうちに重ねて相続が開始した場合に、同じ財産に重ねて課される相続税の税負担を軽減する『相次相続控除』制度について紹介したが、今回は、納税資金を捻出するために、結果として、相続税と所得税が重ねて課される《設例》である。

このようなケースの税負担を軽減するために、租税特別措置法第39条『**相続財産に係る譲渡所得の課税の特例**』が設けられている。制度の内容は、相続が開始した日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年以内に相続財産を譲渡した場合には、その譲渡した資産の取得費に**相続税額のうち一定の金額を加算**するというものである。つまり、適用要件及び計算方法は、

- ① 相続または遺贈により財産を取得した個人で、相続税を課された者が資産を譲渡。
- ② ①の相続税の課税価格計算の基礎に算入された資産で、相続開始日から3年10ヵ月以内に譲渡されたものであること。
- ③ 取得費に加算する相続税 = (A) × (C) / (B)
 - (A)：資産を譲渡した者の確定相続税額
 - (B)：資産を譲渡した者の相続税の課税価格（債務控除前）
 - (C)：譲渡した資産について(B)に算入された価額（＝評価額）

注(*)。譲渡資産の収入金額 - (譲渡資産の取得費 + 譲渡費用) を限度として取得費加算。

となり、負担する相続税額のうち譲渡した資産の占める割合部分を譲渡所得（キャピタルゲイン）から控除することができる制度となっている。《設例》では、相続税7,125千円 × 譲渡資産価額1,000万円 / 課税価格5,000万円 = **1,425千円**を兄A・弟Bともに譲渡資産の取得費に加算して、譲渡所得を計算することになる。

譲渡資産を土地として説明したが、『譲渡所得の課税の特例』であるので譲渡資産は土地に限らず、上場株式やゴルフ会員権など譲渡所得の基因となる資産はすべて対象となる。かつて、相続破産が話題になった頃には、譲渡した資産が土地等である場合と土地等以外である場合には、取得費に加算する相続税額の計算が違ったが、現在、その区別はない。また、相続税の納税資金捻出を理由として制度の適用について説明したが、租税特別措置法第39条の適用はこれに限ったことではなく、**相続税の申告期限から3年以内の相続財産の譲渡**であるならば、借入金の返済や建物新築資金の捻出といった他の理由でも適用できる。